

裁判の仕組みとはたらき①

三審制のしくみ

第一審の判決が不服な場合第二審の裁判所に**控訴**でき
さらに不服な場合第三審の裁判所に**上告**することができる。

頻出記述問題

三審制を行う理由→**裁判を慎重に行い間違いを防ぎ人権を守るため**

司法権の独立

国会や内閣は裁判所に干渉してはならない。
また一つ一つの裁判では**裁判官は自分の良心に従い
憲法と法律だけにしぼられる**という原則です。

